

【参考4】

(関係分抜粋)

上士幌町  
食育・地産地消  
促進計画

平成27年7月

上士幌町

## 目 次

---

---

ごあいさつ	・ ・ ・ ・	1
1 本計画の趣旨・目的	・ ・ ・ ・	2
2 食育及び地産地消の定義	・ ・ ・ ・	3
3 本計画の位置付け	・ ・ ・ ・	4
4 計画の期間	・ ・ ・ ・	4
5 上士幌町の食をめぐる現状と課題	・ ・ ・ ・	5
(1) 人口割合・世帯構成の変化	・ ・ ・ ・	5
(2) 食生活の変化と健康への影響	・ ・ ・ ・	5
(3) 上士幌町における食料生産の現状	・ ・ ・ ・	6
(4) 食育・地産地消に対する理解と取組	・ ・ ・ ・	7
(5) 具体的な事業・取組の状況	・ ・ ・ ・	7
6 食育・地産地消に関する3つの基本目標	・ ・ ・ ・	8
7 関係者の役割・連携	・ ・ ・ ・	11
8 食育・地産地消の促進に当たっての数値目標	・ ・ ・ ・	13
9 ライフステージ別の食育・地産地消の取組	・ ・ ・ ・	14

## ～ごあいさつ～

「食」は、私たちが生きていくうえで全ての基本となるものです。医食同源などの言葉が示すように、食べることにより健康で健全な体と心を育むという考え方は古くからありました。

しかしながら、近年では、社会のありようの変化とともに、「食」をめぐる状況は急速に変化してきています。

不規則で偏った食事に起因する健康問題や、食の根幹を成す国内農業の活力低下、輸入農産物の残留農薬問題や食品の不正表示や異物混入など、多くの課題・問題が山積しています。

こうしたことから、国では、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、将来にわたり健康で文化的な生活と豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的に、平成 17 年（2005 年）7 月に「食育基本法」が施行され、国民運動として食育に取り組んでいくことが重要であるとしています。

このような状況の中、上士幌町においても『食育』『地産地消』に関する総合的な計画や具体的な施策展開を明確にすることで、町民の皆さんがさまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、適切な食生活を実践するとともに、子どもたちへの食育を通じて大人、家庭、地域、教育機関、食料生産者、医療機関など、食にかかわるあらゆる関係機関・団体等が連携を図り継続して『食育』『地産地消』を推進するため「上士幌町食育・地産地消促進計画」を策定します。

上士幌町は食糧生産基地と称される北海道・十勝の中でも指折りの農業地域です。

この広大な農地とそこで生産される安心で安全な農畜産物を活用し、食育、そして六次産業化を始めとした地産地消に取り組むことで、町民の皆さんが健康で安全・安心な食を基盤とした生活を獲得するだけでなく、上士幌町全体の発展につながっていくと確信しています。

平成 27 年 7 月

上士幌町長 竹 中 貢



## 1 本計画の趣旨・目的

---

皆さんは「食卓」と聞いて何を思い浮かべるでしょうか。

「食卓」とは、食事に使うテーブルや台のことを指しますが、テーブルだけでなく家族みんなで楽しく夕食を囲んでいる情景が浮かぶのではないのでしょうか。

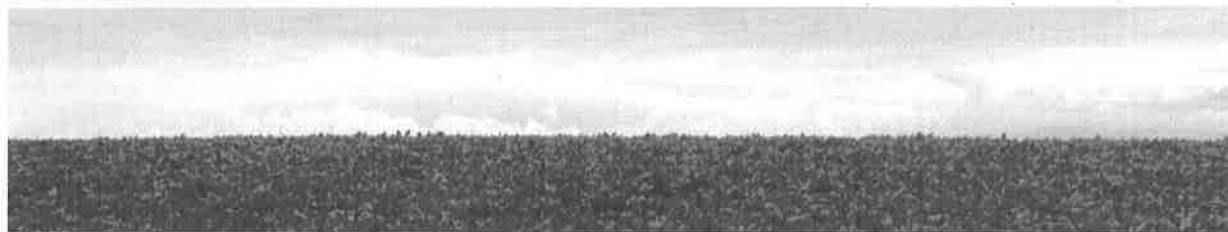
私たちがイメージするこのような食卓の情景は、核家族化、両親の共働きなどの内的な要因と、経済情勢の変遷や外食産業の発達などの外的な要因が相互に作用することで過去のものとなりつつあり、その顕著な例として朝食欠食や偏食、孤食が挙げられます。これらは特に学校教育期の子どもたちに影響があるとされ、バランスのとれた栄養摂取が難しいことから過度の肥満や痩身の原因、成人でも生活習慣病をはじめとした健康問題の一因となっています。

一方、食品偽装問題や異物混入、輸入農産物の残留農薬問題等が大々的に報じられたことにより、近年では食べ物の安全性に対する関心の高まりが見られ、消費者としても単純な価格志向から、より安全で安心な食品を手にしたという品質志向へと変化がみられるなど、「食」を取り巻く環境や意識は大きく変化し続けており、関係する問題や課題は多様化してきています。

このような状況の中、国は「食育基本法」を制定し、現在では「第2次食育推進基本計画」により、食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めています。北海道においても「どさんこ食育推進プラン」（北海道食育推進計画【第3次】）を作成し、「地域における多様な食育の継続的な実践」を目標として道内の食育を総合的に進めることとしています。

上士幌町でも、他の地域と同様に食生活の変化に伴うさまざまな課題が見られますが、全国でも有数の農業地帯である本町には安全・安心な農畜産物があり、その生産者と消費者の距離が近いことから地産地消の実践、地場産食材を活用した食育の実践に恵まれた環境にあります。

このような背景を踏まえ、上士幌町においても国や道などと連携しながら、町民皆さんの理解の下、役割分担を行い、より効果的な取組を推進するため、食育・地産地消促進計画を策定します。



～上士幌町の広大な農地～

## 2 食育及び地産地消の定義

---

### 食育の定義

食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることと定義され、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけられています。（食育基本法前文）

### 地産地消の定義

国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費することと定義され、これを促進することにより農林漁業者の所得の確保を通じて農林漁業の持続的な発展、農山漁村の活力再生及び地域資源の活用や循環資源の再生利用、消費者の利益増進、食糧自給率の向上、生産地と消費地との距離の縮減等を通じての環境への負荷の低減等を目的とされています。（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下、六次産業化・地産地消法）前文及び第 25 条）

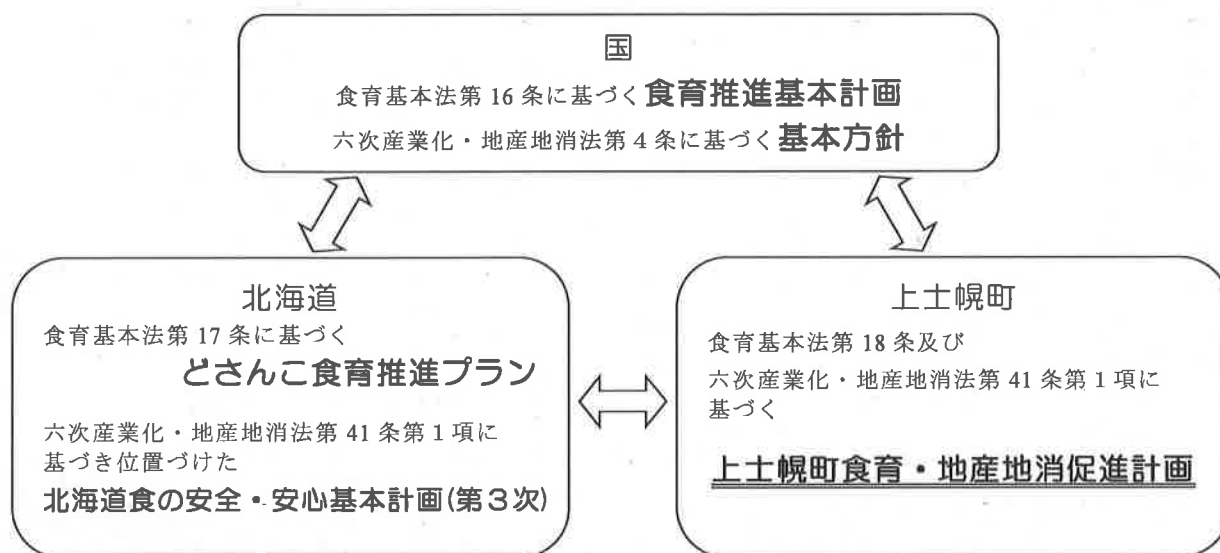


～ナイタイ高原牧場から一望できる町内の風景～

### 3 本計画の位置付け

本計画は、食育基本法第 18 条第 1 項に基づく市町村の食育推進計画と、六次産業化・地産地消法第 41 条第 1 項に基づく市町村の地産地消促進計画を兼ねるものとして位置付け、食育・地産地消を具体的に促進するための計画として策定しています。

#### ■上士幌町食育・地産地消促進計画の位置付け



### 4 計画の期間

この計画の期間は、平成 27 年度から平成 33 年度までの 7 年間とし、関係法令の改正や本計画の上位計画の見直しとあわせ、必要に応じて見直しを行います。

また、1 年毎に上士幌町地産地消推進関係課会議において、関連事業の実績確認や検証を行います。

(※参考)

- ・ 第 3 次食育推進基本計画(国)の計画期間 (H28-H32)
- ・ どさんこ食育推進プラン(北海道食育推進計画【第 3 次】)の計画期 (H26-H30)
- ・ 北海道食の安全・安心基本計画【第 3 次】の計画期間 (H26-H30)
- ・ 第 5 期上士幌町総合計画の計画期間 (H24-H33)
- ・ 第 2 期上士幌町健康増進計画 (H25-H29)